

島根地方最低賃金審議会 第437回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年8月16日（金） 午後6時30分～午後7時32分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席4名 定数5名
使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 島根県最低賃金について

【会 長】 ただ今から島根地方最低賃金審議会第437回会議を開会します。

なお、本審議会については、前々回の第435回審議会で決定した通り、採決を除き原則公開といたします。

最初に事務局から、本日の会議資料と定足数について説明して下さい。

【指導官】 本日の会議資料につきましては、会議次第が1枚と、島根県最低賃金専門部会会長からの島根県最低賃金の改正決定に関する報告書が裏表となっておりますが2枚となります。

続きまして、委員の出席状況等につきましてご報告します。

本日は、労働者委員の飯塚委員、使用者委員の福田委員が「欠席」となりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことをご報告します。

【会 長】 それでは会議次第の2番目、「島根県最低賃金の改正について」ですが、今年度の改正審議につきましては、専門部会において5回にわたって会議を開催し、委員の皆様には、島根県としてどのような最低賃金額としたら良いのか、本当に熱心なご議論を重ねていただきました。公益委員としても真摯に対応してまいりましたが、残念ながら労使意見の一致をみることができなかつたため、公益委員見解により、お手元に配布しています「専門部会報告書」がまとめられております。

つきましては、審議の概要及び専門部会報告書について、事務局から説明

いたします。

【室 長】 説明いたします。7月25日に、中央最低賃金審議会から50円引き上げの目安答申を受けまして、島根地方最低賃金審議会専門部会を7月30日、8月5日、9日、13日、さらには本日16日と合計5回にわたり開催しました。

当初、最初の金額の提示では、労働者側から、人手不足や人口そのものが減少している中で地域間格差を解消するということを前提に、島根にふさわしい最低賃金を決定していかなければならないとして、146円引き上げの提示がございました。

一方、使用者側は、県内の中小零細企業は賃上げの原資確保が難しく、価格転嫁は難航しているとして、26円引き上げの提示がありました。

その後、協議を重ね、本日、最終的には労働者側引き上げ額68円、使用者側引き上げ額52円の提示がありましたが、これ以上の歩み寄りが見られないことから、双方の意見を尊重しつつ、公益委員見解としては報告書のとおり、引き上げ額を58円とし、1時間962円となったものでございます。

以上が簡単ですが、概要と報告書内容でございます。

【会 長】 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、島根県最低賃金の改正について、これから採決をしたいと思えます。傍聴人の方々のご退席願います。

(採決につき傍聴人退室)

(採決は議事要旨のみ公開)

(再開、傍聴人入室)

(会長が局長に答申文手交)

【局長】 それでは、わたくしから一言お礼を兼ねましてご挨拶をさせていただきます。

ただいま答申を頂戴いたしました。会長そして各委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、真摯かつ慎重なご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

事務局といたしましては、発効まで適式な手続きを踏みつつ、所要の事務を推進してまいる所存でございます。以上でございます。

【会長】 次第の3のその他ですが委員の皆様、何かございますか。

(「ないです。」)

【会長】 事務局から何かありますか。

【室長】 ただいま、答申をいただきましたので、島根地方最低賃金審議会の意見に関して、関係労使から文書で9月2日を期限として提出していただくよう、本日公示します。

異議申し出がなければ、10月12日が発効日となりますが、異議申し出があった場合には、異議申出本審を開催し、ご審議いただくこととなりますので、あらかじめ日程を調整しておく必要がございます。

こちらの日程ですけれども、最短で、9月3日火曜日となりますが、委員の皆様方いかがでしょうか。

(「良いです。」)

【室長】 ありがとうございます。それでは、次回、異議申し出があった場合の異議申出本審の日程につきましては、9月3日火曜日といたします。時間につきましては、午前10時開催ということでよろしく願いいたします。

なお、会場については、調整のうえ、後日文書でお知らせいたします。9月3日午前10時からが異議審となりますと、法定の最短発効日は、10月12日となりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

本日、事務方の方で不手際がありましたことお詫び申し上げます。すみませんでした。以上です。

【会 長】 それでは本日の会議はこれで終了となります。真摯なご議論をありがとうございました。

島根地方最低賃金審議会におきましては、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で閉会します。お疲れさまでした。